

利尻町漁業集落排水事業経営戦略

平成29年3月

利尻町まち環境整備課

目 次

第1章 漁業集落排水事業の現状と課題	1
1 行政人口と課題	1
2 漁業集落排水施設	1
3 災害危機管理対策	1
4 漁業集落排水事業の経営	1
5 不明水の実態把握.....	2
6 サービス	2
7 人材育成	2
第2章 経営の基本方針	2
1 快適な暮らしの実現	2
2 安全で安心な暮らしの実現	2
3 安定した経営基盤の確立	3
第3章 計画の期間	3
1 計画の期間	3
第4章 投資・財政計画	3
●投資・財政計画（収益的収支）	別紙様式
●投資・財政計画（資本的収支）	別紙様式
1 投資についての説明	3
2 財源についての説明	3
第5章 効率化・経営健全化への取組	4
1 組織・人材・定員の関する事項	4
2 加入促進への取組	4
3 不明水対策の推進	4
4 資金不足比率の見直しに関する事項	4
5 情報公開に関する事項	4
6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4～5

利尻町漁業集落排水事業経営戦略

北海道利尻町

漁業集落排水事業特別会計

第1章 漁業集落排水事業の現状と課題

1 行政人口と理由

本町の人口は、国立社会保障人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末で2,181人から平成37年度末には1,819人となる見込みとなっております。

平成27年度末における漁業集落排水整備事業の計画人口及び処理人口は710人と526人で整備率は100.0%、また、水洗化人口は526人で水洗化率は89.1%となっております。

有収水量については、行政人口の減少に比例して水洗化人口も減少することから、同じく減少傾向にあると見込んでおりますが、水洗化促進への取り組みにより有収水量を確保していく必要があります。

2 漁業集落排水施設

本町の漁業集落排水事業は、生活環境の改善向上、公共用水域の水質保全を図るため平成11年度に事業認可を受け、平成14年3月に供用開始しております。

管渠については、法定耐用年数が経過するまで期間があるため、更新時期は未定であります。クリーンセンターの経年劣化による施設の修繕等が必要となってきたため、日常業務における点検等を実施し計画的に修繕対応を実施していく必要があります。

3 災害・危機管理対策

万が一、災害が発生した場合は、被災した施設の特定を行い、早期に影響を受ける地域を把握し、IP告知電話等や広報により町民へ周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

そのため、本町では利尻町地域防災計画の策定を基に、災害時に備えた体制を確立しております。

4 漁業集落排水事業の経営

今後は、耐用年数を超えた施設や管渠の更新費用が順次発生し、維持管理を適正に行ったとしても、時間の経過とともに修繕費の増加は避けられないと見ています。

それに対し、収入面においては、人口及び世帯数の減少から有収水量の将来的な増加は見込めないことや使用料収入の増収は期待できないため、事業を継続していくための財源

確保については、非常に厳しい状況となります。

このような状況を考慮し、事業の将来性や維持管理に伴い使用料の値上げ等による財源確保を進めていくとともに、適切に施策を推進することで、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります

5 不明水の実態把握

現在は、事業開始後まだ少ない年数のため不明水等が無い状態ではあります、しかし今後は老朽化により管路の破損等で雨水や地下水等の侵入による不明水の増加が考えられます。

管路の破損等を早期に発見するために、処理場施設への流入データや降雨データ等を確認しておくことで、雨水の影響によるものか、管路の破損によるものなのかを判断できるよう実態を把握しておく必要もあると考えられます。

6 サービス

使用料に係る窓口対応、徴収業務については、担当職員が行っており検針業務については地元の町民へ依頼しメーター検針を行っております。

土曜・日曜日についても、利用者から依頼があった場合は、日直者から担当係への連絡体制がとられております。

7 人材育成

本町は、処理場については民間会社へ委託しているため、町自体では事務職員のみ配置となっており、技術業務に関して経験等が課題となっております。

財政状況等もありますが、専門の技術職を配置することにより、担当となる職員の技術力を確保していく必要があると考えられます。

第2章 経営の基本方針

1 快適な暮らしの実現

施設の管理運営を徹底し、各家庭などから排出された汚水を適切に処理することで、健康で快適な生活環境の実現と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

2 安全で安心な暮らしの実現

日常業務作業と同時に、施設の点検等を実施し適正な維持管理をしていきます。

3 安定した経営基盤の確立

北海道が主催する講習会・研修会等へ積極的に参加し、職員の資質向上を図り、そこから得た知識・技術を組織として共有し、継承していくことを目指していかねばなりません。

第3章 計画の期間

1 計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

また、経営状況を確認し、随時見直しを実施します。

第4章 投資・財政計画 (別紙)

1 投資についての説明

本町は、現在未普及地域はすべて解消しており、今後10年間の投資の内容はクリーンセンター及びマンホールポンプ所の維持管理が主なものとなります。

2 財源についての説明

【収益的収支】

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収入の一般会計繰入金となっています。

その内の使用料については、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しておりますので、処理場及び管渠維持に係る財源確保のため、使用料の改定が最大限必要不可欠と考えておりますが、歳入予算を料金収入のみに求めた場合、現行の料金設定の3倍ほどの増額改定が必要になりますが、大幅な負担増を住民に強いることはできないことから、計画的に料金改定を行う必要があります。

また、一般会計繰入金については、今後整備をした施設の改築・更新、管路の点検・調査等による巨額の維持管理費が続いていくため、使用料収入を含めたとしても一般会計繰入金の額が年々増加していく傾向となっております。

【資本的収入】

資本的支出（投資）に係る財源については、補助事業や企業債を活用し、適切な財源の確保に努めます。

企業債の発行にあたっては、後年の元利償還金時に交付税措置され、かつ利率の低い辺地対策事業債等を活用するとともに、資本費平準化債により元利償還額を長期に平準化し、財政負担の軽減を図ります。

第5章 効率化・経営健全化の取組

1 組織・人材・定員に関する事項

① 組織・人材・定員の適正化

業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量との整合性を図っていきます。
また、慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。

② 職員研修の充実

今後は、北海道等が主催する各種研修会に積極的に参加していくことで更なる職員の意識向上及び育成の向上に努めます。

2 加入促進への取組

住まいの周辺地域が供用開始になっても、下水道に接続できない理由のひとつに、接続工事等に係る金銭的負担が大きいことがあります。

今後については、広報やホームページ等での加入促進に努めていきます。

3 不明水対策の推進

不明水は、経営の悪化の原因となるとともに処理機能の低下などへの影響が懸念されますが、現在の有収率は、高い水準を維持しております。

しかし、不明水が多くなった場合は維持管理費用等に影響を及ぼす事もあるため、今後、不明水等が発生した場合は、調査を実施し総合的に判断したうえで効率的な不明水対策を実施していかなければと考えます。

4 資金不足比率の見直しに関する事項

現時点においては地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥る事のないよう財政状況の健全化に努めます。

5 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、町民の皆様の理解と協力が不可欠な事業です。このことから、利用者に対し当該事業について、他部署からの依頼による小学生対象の出前講座や広報などで、当該事業の広報活動を積極的に分かりやすく伝えていくように努めます。

6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

この経営戦略は、各年度末に進捗管理を行い、随時見直しを行います。その結果を次期戦略に反映させ、PDCAサイクルを継続的に運用していきます。

* P D C Aサイクル

事業における管理業務を Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Act（処置・改善）

の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。